

第4章

全体構想

- 1 土地利用の方針
- 2 都市施設の整備方針
 - 2-1 道路・交通の方針
 - 2-2 市街地等の整備方針
 - 2-3 公園緑地の整備方針
 - 2-4 上下水道の整備方針
 - 2-5 河川の整備方針
 - 2-6 その他都市施設の整備方針
- 3 都市環境の形成方針
- 4 都市景観の形成方針
- 5 都市防災の方針

第4章 全体構想

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

参考資料

第4章
全体構想

1 土地利用の方針

1 現況と課題

本市の土地利用は臨海部埋立地の工業地域、臨海部や内陸部の市街地、小櫃川や浮戸川沿いの水田、丘陵地の畑や樹林地に大別され、それぞれに特徴のある土地利用がなされています。

商業地は、袖ヶ浦駅海側地区において、新たな商業施設が整備されたほか、長浦駅周辺地区や幹線道路沿道などで若干の集積がみられますが、市域全体では商業的な集積は少ない状況です。

工業地は、臨海部の埋立地のほか、内陸部では袖ヶ浦椎の森工業団地が整備され、広域的な交通利便性の高さを活かした企業立地が進んでいます。

住宅地は、袖ヶ浦駅周辺地区、長浦駅周辺地区及び横田駅周辺地区の市街地と市街地内を通る幹線道路沿道及びＪＲ内房線沿線に位置しているほか、市域中央部には、のぞみ野地区が民間開発により整備されています。

市街化調整区域については、農地や森林の占める比率が高く、特に農地は基盤整備が進められ、県内でも有数の優良農地が多く存在します。しかし、近年では農業従事者数の減少により、耕作放棄地などの課題もあることから、その対策が求められます。

また、長浦地区や昭和地区の市街化区域の縁辺部の市街化調整区域では、連鎖的に宅地開発が進行している一方、内陸部の集落地では人口減少が進んでいます。

2 基本的な考え方

- 市民の身近な生活ニーズに対応できる商業地と、市の発展を支える工業地、人々が魅力を感じられる居住環境を備えた住宅地などがバランスよく配置された都市を目指します。
- 将来の人口減少局面への対応と無秩序な市街地の拡大を抑制するため、周辺環境に配慮した規制誘導策により秩序ある土地利用を目指します。
- 内陸部の住宅地や集落地における既存コミュニティの維持・活性化を図りつつ、本市の魅力である自然環境や農地を保全、活用したまちづくりを目指します。
- 広域的な交通利便性を活かし、高速道路インターチェンジ周辺などにおける地域振興に寄与する土地利用については、計画的な規制誘導を図ります。



袖ヶ浦バスターミナル



内陸部の田園地帯

3 誘導・配置等の方針

(1) 商業業務地の方針

- 袖ヶ浦駅周辺地区及び長浦駅周辺地区については、それぞれの地区の中心となる商業業務地として、地域住民の生活利便性を高めるため、商工会などの関係組織との連携のもと、商業業務機能の集積を図る商業業務地と位置づけます。
- 横田駅周辺地区については、内陸部の都市拠点として、地域住民に対し日常的な生活サービスが提供できるよう、近隣商業業務地と位置づけます。
- 鉄道駅周辺などは、低未利用地などを活用し、商業業務施設を誘導するとともに、公共交通などによる移動しやすい環境を整えることで、利便性の高いまちの形成を図ります。

① 商業業務地

- ・ 袖ヶ浦駅周辺地区については、駅海側地区及び駅南側の低未利用地において、商業業務施設を誘導することで、更なる商業業務機能の充実を図ります。
- ・ 長浦駅周辺地区については、土地区画整理事業による市街地が形成されていることから、主に幹線道路沿道や低未利用地において、日常的な生活サービスを提供する商業業務施設を誘導します。

② 近隣商業業務地

- ・ 横田駅周辺地区については、国道409号沿道に地域住民のニーズに対応した日常的な生活サービスを提供する身近な商業業務施設を誘導します。



長浦駅周辺地区の商業業務地



国道16号沿いの商業業務地

(2) 工業地の方針

- 臨海部の工業地については、立地する企業の投資意欲の向上が図られるよう、周辺道路など立地基盤の適切な維持管理を図ります。また、新たな産業分野への取組を支援するとともに、付加価値の高い工業製品の生産を行う地域として機能を強化します。
- 内陸部の工業地については、広域的な交通利便性の高さを活かし、工業の振興や地域雇用の促進を図るとともに、周辺の自然環境と調和した緑豊かな工業地の形成を図ります。



臨海部の工業地



内陸部（椎の森工業団地）の工業地

(3) 住宅地の方針

- 市街化区域内に形成される住宅地では、低未利用地の活用や都市基盤の質的向上を図りつつ、多様な世代が住みたくなる魅力ある住宅地を形成することで、定住人口の増加を目指します。
- 鉄道駅周辺では集合住宅を誘導するほか、低層戸建て住宅を中心とした適切な密度で質の高い住宅地の形成を目指します。
- 土地区画整理事業などによって整備された住宅地については、良好な市街地環境を有した住宅地として居住環境の維持・向上に努めます。
- 面的整備が行われていない既成市街地においては、地区計画制度の活用などにより生活道路などの整備・改善を促進し、居住環境の向上に努めます。
- 日照の確保、生活道路の整備、空家等の適切な管理などの施策と関連させ、良好なまち並みの誘導や保全を図ります。
- 住宅困窮者に対して供給する公営住宅については、適切な供給を維持しつつ、既存施設の適切な維持管理により長寿命化を図ります。

《参考：コラム4（地区計画制度を活用した都市づくり）（P47）》



袖ヶ浦駅海側地区の住宅地



生活道路を整備・改善した住宅地

(4) 市街化調整区域の土地利用の方針

① 集落地

- ・地域拠点周辺などに形成されている居住地域を集落地と位置づけます。
- ・集落地では、周辺の緑や農地と調和した良好な居住環境の維持・向上に努めるとともに、地区計画制度の活用などによる既存集落の活性化を図ります。
- ・幹線道路沿道については、無秩序な開発による自然環境の破壊や営農環境の悪化の防止に努めます。
- ・農業や観光といった産業資源を活かし、来訪者に対するサービス機能の充実と環境整備を図ります。

② 既存開発住宅地

- ・旧住宅地造成事業に関する法律及び千葉県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき開発された住宅団地を既存開発住宅地と位置づけます。
- ・既存開発住宅地は、既に良好な居住環境が備わっていることから、今後も低層戸建て住宅地として居住環境の維持を図ります。

③ 農住調和地

- ・市街化区域縁辺部の市街化調整区域において、宅地開発が進んでいる一方、周辺には農地や樹林地などが残る地区を農住調和地と位置づけます。
- ・農住調和地では、農地や樹林地など周辺の自然との調和を図るため、計画的な規制誘導策により秩序ある土地利用を図ります。

④ 保全系緑地

- ・市東部の台地に広がる豊かな緑や斜面林を保全系緑地と位置づけます。
- ・市域の東部及び南部を中心に広がる樹林地は、都市近郊の貴重な里山として多様な生物が生息するよう機能の保全を図ります。
- ・低地部と丘陵部をつなぐ傾斜地に連なる斜面林は、本市の特徴ある景観を形作っていることから保全を図ります。

⑤ 生産系緑地

- ・優良農地が大半を占める小櫃川及び浮戸川沿いに広がる水田地帯とその北の台地の畑作地帯を生産系緑地と位置づけます。
- ・小櫃川及び浮戸川流域の水田地帯及び台地部の畑作地帯は本市における優良農地であり、本市の景観形成や都市環境の保全の観点からも重要な役割を担っているため、営農条件の向上を図るとともに、保全を図ります。
- ・遊休農地は市民農園として活用するなど、農地保全のための多様な取組の展開を図ります。
- ・農業を支える担い手の確保・育成や増加が懸念される耕作放棄地の対策といった、人と農地の問題に対して一体的な解決を図ります。

⑥ 高速道路インターチェンジ周辺等

- 広域道路ネットワークの整備に伴い、本市内に1箇所、市周辺に3箇所の高速道路インターチェンジが供用されているほか、（仮称）かずさインターチェンジの整備が市内に計画されています。これら高速道路インターチェンジの周辺地区及び高速道路インターチェンジにアクセスする主要幹線道路沿道では、農林業との健全な調和や周辺の土地利用との調和を図りつつ、広域的な交通利便性の高さを活かし、市民の生活利便性の向上や地域活力の向上に資する産業・観光施設の立地など、地域振興に寄与する土地利用について、地区計画制度の活用などにより計画的な規制誘導を図ります。
- 袖ヶ浦インターチェンジ周辺では、東京湾の対岸地域からの玄関口であり、袖ヶ浦駅周辺地区にも近いことから、対岸地域からの来訪者や市民のニーズを踏まえた適切な土地利用の規制誘導を図ります。

⑦ 公共施設跡地利活用地区

- 公共施設跡地または今後施設の廃止等が見込まれる公共施設用地について、地区計画制度の活用等により、地域福祉の向上または地域振興に寄与する施設の誘導を図ります。

《参考：コラム4（地区計画制度を活用した都市づくり）（P47）》

《参考：コラム5（広域道路ネットワークの波及効果）（P53）》



■ 内陸部の集落地



■ 袖ヶ浦インターチェンジ周辺

○土地利用方針図

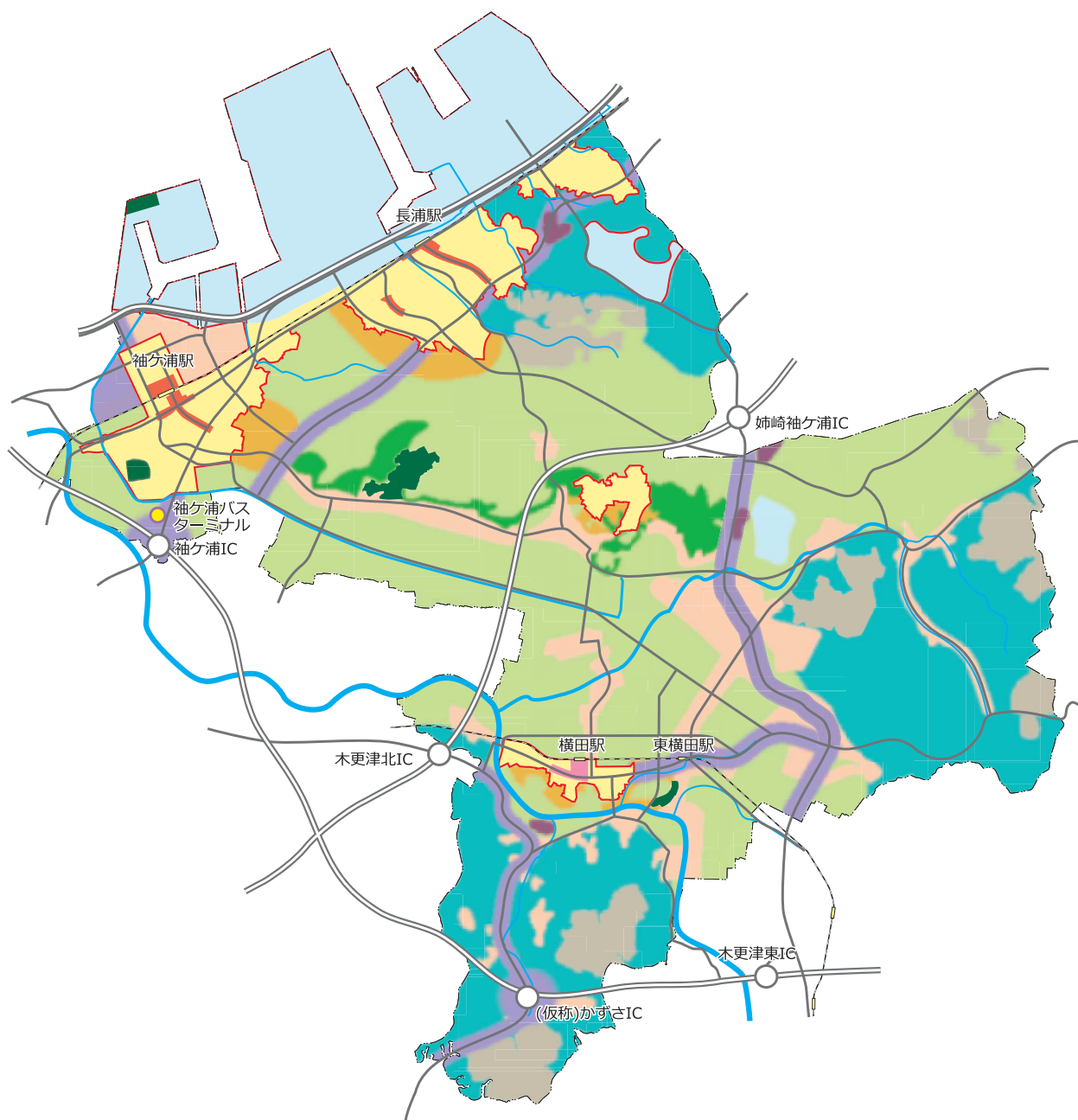
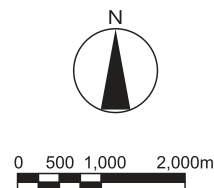


図 土地利用方針図

	商業業務地		保全系緑地(樹林地)		河川
	近隣商業業務地		保全系緑地(斜面林)		自動車専用道路及びインターチェンジ(IC)
	工業地		生産系緑地		主要道路
	住宅地		IC周辺及びICアクセス道路沿道地区		鉄道及び駅
	集落地		都市公園・都市緑地等		袖ヶ浦バスターミナル
	既存開発住宅地		レクリエーション用地		
	農住調和地		市街化区域界		



コラム 04

地区計画制度を活用した都市づくり

○地区計画とは

地区計画は、都市計画法に基づいて市が定める特定の地区・街区レベルの都市計画です。

地区におけるまちづくりの方針や目標、道路・公園など公共的施設、建築物等の用途・規模・形態などの制限をきめ細かく定めることができ、この定めたルールに基づいてまちづくりを進めることができます。

地区計画の内容は地区の生活に密着したものですから、地域の住民の皆さんが主役です。

地区に住んでいる人、土地や建物の権利を持っている人などが、将来どのようなまちにしていくなか、話し合いを重ねてまちづくりの方向とルールを決めていきます。

○地区計画を策定するには

地区に住んでいる方などが、まちの将来像を共有し、これを実現するため地区計画に定めるべき具体的なルールを市と共に検討します。その後、地区計画の素案として取りまとめて、行政に都市計画の提案を行うことができます。行政は提案された内容を問題点がないかチェックし、必要性を審査したうえで、都市計画の決定又は変更手続きを行います。

なお、地区に住んでいる方だけでなく、必要に応じて行政が上位関連計画等のまちづくりの方針に基づいて主体的に策定をすることもあります。

○地区計画を活用したまちづくりの例

①袖ヶ浦駅海側地区

袖ヶ浦駅海側地区は土地区画整理事業により新たにまちづくりが行われた地区です。商業業務機能と良好な住環境が兼ね備わった地域の生活拠点的形成することを目標としています。

地区計画では、建物の用途の混在による環境悪化を防止するため、用途の制限をしているほか、開放感あるまち並みとするため、壁面の位置の制限などを定めています。



■ 袖ヶ浦駅海側地区の住宅地

②椎の森工業団地地区（1期地区、2期地区）

椎の森工業団地地区は、内陸に整備された工業団地です。良好な工業地環境の維持と周辺の自然との調和に配慮した地区とすることを目標としています。

地区計画では、周辺の自然との調和を図るため環境悪化のおそれがある工場等の建築を認めないなど、用途の制限をしているほか、快適で安全な空間を備えた工業団地を形成するため、敷地面積の最低限度や壁面の位置の制限を定めています。



■ 椎の森工業団地地区の工場

2 都市施設の整備方針

2-1 道路・交通の方針

1 現況と課題

本市の道路網は、東京湾に沿って形成された既成市街地の形状にあわせた、国道16号をはじめとする東西方向の道路を骨格とし、そこに内陸部とを結ぶ道路が接続しネットワークを形成しています。

また、館山道、圏央道、東京湾アクアライン連絡道の自動車専用道路3路線が供用されているほか、本市内及び市周辺にインターチェンジが開設され、広域的な交通利便性の高さが大きな特徴となっています。

一方で、日常の生活圏内では、地域の特性を活かした拠点形成を図り、過度に自家用車に依存することなく、公共交通や徒歩、自転車で気軽に移動できる環境づくりが求められています。そのため、公共交通の利便性向上に向けた取組を推進していくほか、道路の歩道等の整備や狭あい道路の拡幅などを進めつつ、歩行者や自転車が安全に通行できる空間を確保していくことが求められます。

近年では広域通過交通の増加とともに、隣接する木更津市金田地区への大規模商業施設の整備や東京ドイツ村をはじめとする内陸部のレクリエーション拠点の集客力の高まりなどにより、発生交通量が増大したことで臨海部や内陸部では交通渋滞が発生し、対応が求められています。

更に、市内の拠点間及び隣接市を円滑に結ぶことで、産業振興などに資する交通網を形成していくことも必要となっています。

2 基本的な考え方

- 市民の生活圏に即した市内外への円滑な交通移動や利便性の向上を目指します。
- 公共交通の利便性の向上を図るとともに、利用を促進し環境への負荷の軽減を図ります。
- 既存道路の拡幅などによる狭あい区間の解消や歩道の確保など、歩行者や自転車が安全に通行できる道路整備を推進し、交通の安全性の向上を目指します。
- 高齢者や障がい者などが外出しやすいように、バリアフリー化やユニバーサルデザインに基づく施設整備を促進します。
- 市内外の大規模商業施設やレクリエーション拠点での集客等による交通渋滞の解消や混雑緩和のため、道路整備や効率的な道路利用を推進します。
- 広域的な交通利便性の高さを活かした産業振興及び市内の拠点間の連携強化を図るため、道路や公共交通などのネットワークの充実を図り、更なる移動環境の向上を目指します。
- 長期末着手の都市計画道路については、社会情勢等の変化を踏まえ、その必要性や既存道路による機能代替の可能性等を検討します。

3 整備の方針

(1) 道路ネットワークの形成方針

① 広域・主要幹線道路

- ・広域的な交通を担う自動車専用道路及び主要幹線道路を広域・主要幹線道路と位置づけます。
- ・袖ヶ浦駅周辺で発生する渋滞の解消を図るとともに、臨海部の東西方向の広域的な交通の円滑化を図るため、国や県に東京湾岸道路の早期整備を要望していくほか、(都)西内河根場線の整備を促進します。また、袖ヶ浦駅海側地区と南袖地区を結ぶ(都)高須箕和田線の整備推進を図ります。
- ・圏央道から(主)君津平川線へ接続する(仮称)かずさインターチェンジの整備促進を図ります。

■市内の自動車専用道路

- ・東京湾アクアライン連絡道 《(都) 1.3.1 東京湾横断道路連絡道袖ヶ浦線含む》
- ・首都圏中央連絡自動車道 《(都) 1.3.2 首都圏中央連絡自動車道含む》
- ・館山自動車道

■市内の主要幹線道路

- ・東京湾岸道路(構想) 《(都) 3.1.12 奈良輪湾岸線含む》
- ・国道16号 《(都) 3.1.1 東京湾岸道路袖ヶ浦線、(都) 3.3.2 今井川間尻線含む》
- ・国道409号
- ・(主)千葉鴨川線、国道410号 《(都) 3.4.15 高谷三箇線含む》
- ・(主)君津平川線 《(都) 3.4.14 大鳥居下宮田線含む》
- ・(都) 3.3.4 代宿神納線
- ・(都) 3.4.8 高須箕和田線
- ・(都) 3.3.11 西内河根場線

② 幹線道路

- ・広域・主要幹線道路を補完するとともに市街地の骨格を形成する道路を幹線道路と位置づけます。
- ・市内の各拠点間を結ぶ道路ネットワークの形成により、臨海部と内陸部の連携強化を図ります。
- ・国道16号と連携する(都)西内河高須線の整備推進を図るほか、(都)南袖大野台線の整備について必要性も含めて検討します。
- ・狭あい区間の解消や歩道の確保など交通上の課題箇所の解消等を促進し、安全で円滑な交通機能の確保を図ります。

■市内の主な幹線道路

- ・（主）袖ヶ浦中島木更津線 《（都）3.4.7 袖ヶ浦国道 16 号線含む》
- ・（県）南総昭和線
- ・（県）長浦上総線
- ・（県）横田停車場上泉線
- ・（県）袖ヶ浦姉崎停車場線
- ・（県）上高根北袖線 《（都）3.4.10 浜宿代宿線含む》
- ・（都）3.3.3 勝下清水頭線
- ・（都）3.4.5 袖ヶ浦駅前線
- ・（都）3.4.6 長浦駅前線
- ・（都）3.4.9 南袖大野台線
- ・（都）3.3.17 袖ヶ浦駅北口線
- ・（都）3.4.18 西内河高須線
- ・広域農道
- ・（市）蔵波鎌倉街道線
- ・（市）川原井林線
- ・（市）三箇横田線

③ 補助幹線道路及び生活道路

- ・広域・主要幹線道路及び幹線道路を補完するとともに、市民が日常的に利用する道路を補助幹線道路及び生活道路と位置づけます。
- ・補助幹線道路については、自動車交通の円滑化を図ることはもちろん、歩行者等の安全性に配慮した道路整備を進めます。
- ・市街地や集落地内の生活道路については、狭あい区間の解消を図るとともに、自動車の速度の抑制策を実施するなど、安全性を重視した道路整備や制度の運用を進めます。

《参考：コラム5（広域道路ネットワークの波及効果）（P53）》

（2）自転車・歩行者ネットワークの形成方針

- 鉄道駅や主要な公共施設周辺、緑・レクリエーション拠点間を結ぶ水と緑のネットワークなど、歩行者・自転車の交通量の多い道路を中心として、歩行者・自転車の通行空間の整備を進めます。
- 歩行者空間については、バリアフリー化やユニバーサルデザインに基づいた構造とするとともに、道路沿道の緑化や休憩できる空間の整備を行うことで、高齢者や障がい者が外出しやすい環境整備を進めます。

(3) 公共交通ネットワークの形成方針

① 鉄道

- 公共交通機関としての機能強化を図るとともに鉄道利用者の利便性向上に向けた要望を鉄道事業者に継続して実施します。

② バス

- 内陸部と臨海部を結ぶ路線など、市民生活の重要な移動手段となっている路線バスの維持と利便性の向上を図るため、バス事業者に運行本数やダイヤの見直しなどの要望を継続して実施します。
- 高速バスは、更なる利便性の向上を図るため、バス事業者に路線の延伸や運行本数の見直しなどについて要望を継続して実施するとともに、既存バス路線との接続や袖ヶ浦バスターミナルと鉄道駅との結節の強化など移動環境の改善を図ります。

③ 新たな移動支援策の検討

- 地域内の移動手段を確保するため、路線バスを補完する地域内の取組を支援するとともに、新たな移動支援策について検討します。

④ モビリティマネジメントの推進

- 公共交通の利便性を向上するため、鉄道やバスの運行時間の調整、鉄道駅やバス停周辺での駐車場・駐輪場の利活用など、公共交通機関の乗り継ぎを円滑にするための取組を推進します。
- 公共交通の利用を促進するため、公共交通に関する理解や関心を高めるなど、モビリティマネジメントを推進します。



■ 袖ヶ浦アンダーパス



■ 市道川原井林線

○道路ネットワーク形成方針図

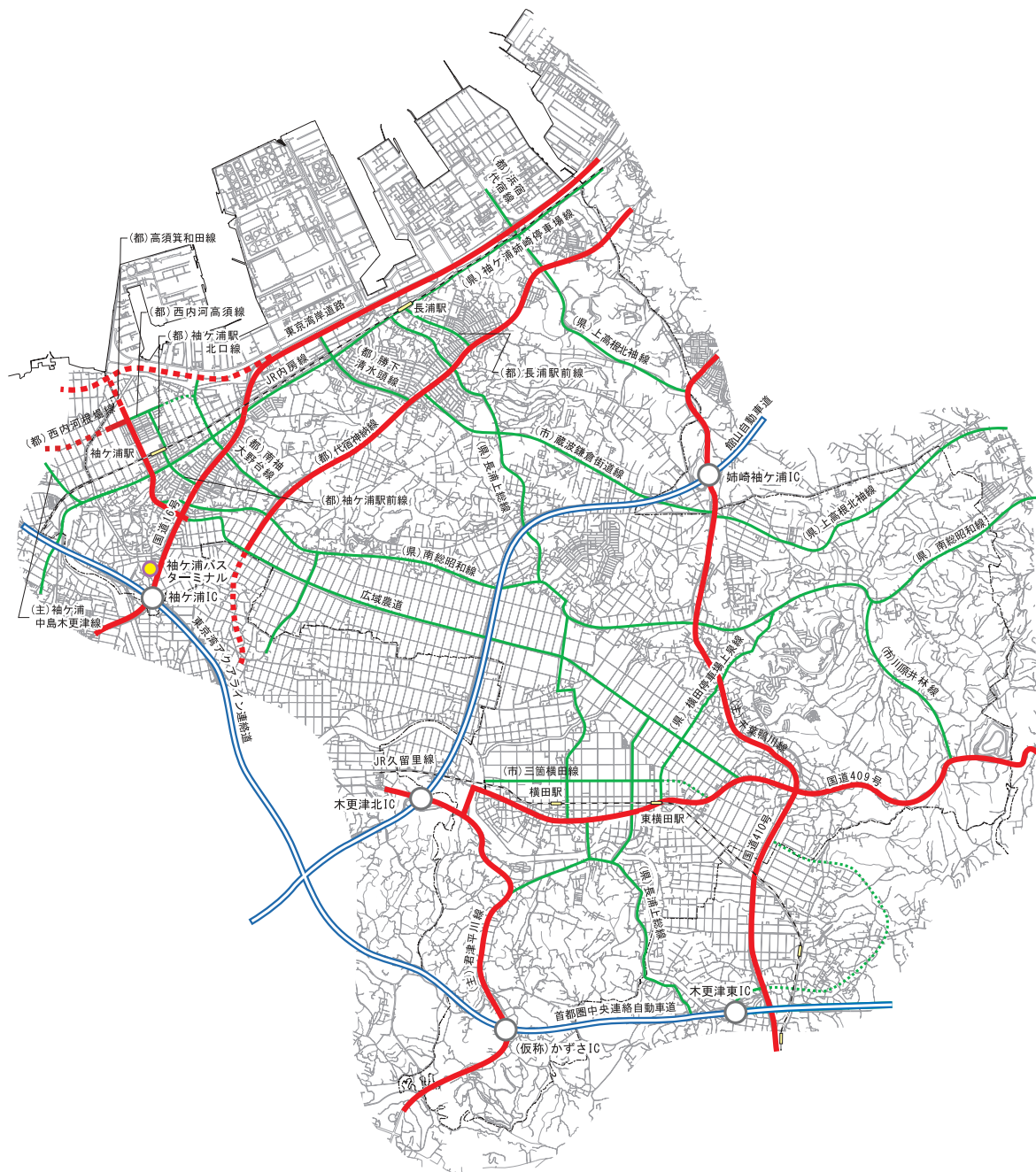


図 道路ネットワーク形成方針図

	広域・主要幹線道路(自動車専用道路)
	広域・主要幹線道路(一般道)
	広域・主要幹線道路(一般道)〈未開通路線〉
	幹線道路
	幹線道路〈未開通路線〉
	インターチェンジ
	鉄道及び駅
	袖ヶ浦バスターミナル

0 500 1,000 2,000m

コラム 05

広域道路ネットワークの波及効果

○広域ネットワークをはじめとするインフラの整備進捗

千葉県内においては、圏央道、東京外かく環状道路、北千葉道路等の整備が進み、広域道路ネットワークの形成が進展しています。これにより、県内外での広域的な活動、交流の更なる活性化が期待されているほか、成田空港・羽田空港や千葉港等を結ぶことで人や物を引き付ける魅力あるまちづくりが可能となります。

○整備の波及効果

広域道路ネットワークの整備により、地域の交通利便性が向上します。これに伴い下記のような効果が期待されます。

- ・ 交通利便性の高さから企業立地が増加し、それに伴う投資や税収の増加。
- ・ 公共交通として高速バスネットワークの路線・便数の増加。
- ・ 移動時間の短縮や渋滞の解消などによる環境負荷の低減。
- ・ 観光客の増加や地域における回遊性の向上。

○都市づくりの基本理念

千葉県が示している都市づくりの基本理念では、広域道路ネットワーク（圏央道、外環道、北千葉道路等）の整備の進展に伴い、インターチェンジ周辺等にふさわしい新たな産業集積を図り、雇用や定住の促進による地域の活性化を図ることとしています。

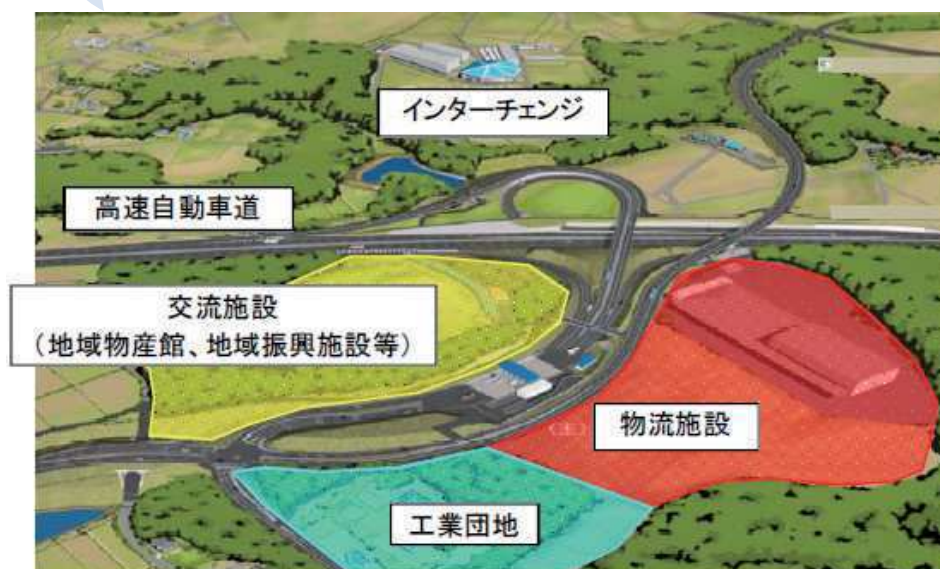


図 広域道路ネットワークを活かした物流・業務機能等のイメージ

出典：都市計画見直しの基本方針〈千葉県都市計画課（平成26年7月）〉

2-2 市街地等の整備方針

1 現況と課題

本市では昭和40年代から土地区画整理事業などにより市街地が整備され、現在までに市街化区域の約20%に当たる444.1haで土地区画整理事業が実施され、都市施設の整った良好な居住環境が形成されています。

一方で、土地区画整理事業などの面的整備事業が実施されていない既成市街地では、道路や排水施設などの都市施設が十分に整備されていない住宅地があるほか、市街化区域内の低未利用地もあることから、都市施設の整備や低未利用地の活用など、良好な居住環境を形成していくことが求められます。

また、すべての人が活動しやすいよう、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインに基づいた都市づくりが求められることから、様々な人が利用する道路、鉄道駅をはじめとする交通関連施設、市役所や各行政センターをはじめとする公共施設などを中心に誰にでもやさしいまちづくりの推進が求められています。

2 基本的な考え方

- 既成市街地内の道路や排水などの都市施設が十分に整備されていない地区については、地区計画制度等の活用により、良好な市街地環境の形成を目指します。
- 市街化区域内の低未利用地については、健全で良好な市街地として活用されるよう土地利用の誘導を図ります。
- 誰もが安全で安心して快適に暮らせるユニバーサルデザインに基づいた都市の構築を目指します。

3 整備の方針

(1) 良好な市街地環境の形成

- 土地区画整理事業の行われた市街地については、都市施設が整備されているためその維持管理に努めるとともに緑化などによる居住環境の維持・向上を図ります。
- 既存市街地の狭あい道路や雨水排水施設の整備されていない地区については、行政と住民や地権者との合意形成に基づき、土地区画整理事業や地区計画制度の活用などによる都市施設の整備を促進します。
- 市街化区域内では、商業や業務施設などの生活利便施設や住宅立地を誘導し、低未利用地を有効に活用することで、市街化区域縁辺部の市街化調整区域における市街地の拡大抑制にもつなげます。

(2) 福祉のまちづくりの推進

- 高齢者、障がい者、妊婦や子育て中の方など、誰もが安全に、安心して外出できる環境づくりを推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バ

リアフリー新法)」や「千葉県福祉のまちづくり条例」を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた福祉のまちづくりを推進します。

○市街地等整備状況図



図 市街地等整備状況図

	整備済み	 0 500 1,000 2,000m
	既成市街地	
	行政区境界(都市計画区域)	

2-3 公園緑地の整備方針

1 現況と課題

市内には総合公園、地区公園、風致公園、近隣公園及び街区公園など71箇所の公園が整備され、住区基幹公園の整備は概ね整っているほか、緑地や農村公園も設置されています。これらの公園等は市民が身近に利用できる子育ての場や高齢者の交流の場、やすらぎの場であると同時に、災害時などの避難機能も有しています。

安全で快適な市民生活環境を形成するため、地域住民と行政との連携のもと、地域ニーズや防災などの視点から公園施設の更新や適切な維持管理を図っていくとともに、子どもから大人まで、誰もが安心して利用し、憩える場としての機能を維持していくことが必要です。

2 基本的な考え方

- 地域特性や利用者のニーズ、防災などの視点から公園施設の更新や適切な維持管理を進め、地域の拠点となる公園整備を図ります。
- 既存の公園においてはイベントの実施などによる、公園の更なる利活用を推進します。

3 整備の方針

(1) 主要な公園の配置及び位置づけ

- 都市公園の量的な水準は概ね整っていることから、今後は利用状況も踏まえつつ、公園内老朽施設の補修・更新や公園内バリアフリー化及びユニバーサルデザインに基づいた整備など、公園施設の更新や適切な維持管理といった質的向上に資する取組を推進します。
- 土地区画整理事業や開発行為等によって整備する新たな都市公園については、事業や開発規模に応じて適切に配置します。
- 袖ヶ浦駅海側地区の近隣公園の早期完成を目指します。

■市内の主要な公園の位置づけ

種 別	名 称	位置づけ
総合公園	袖ヶ浦公園	本市を代表する自然とのふれあい、教育と文化が融合するシンボル公園として、また更に周辺の社寺や山野貝塚など、歴史遺産とをつなぐ緑の拠点として位置づけます。
地区公園	百目木公園	自然地形を活かしたスポーツ、レクリエーション、うるおいと憩いの公園として位置づけます。
風致公園	新堰公園	緑と水のあるやすらぎと、自然とのふれあいのある公園として位置づけます。
港湾緑地	袖ヶ浦海浜公園	東京湾アクアラインや富士山を背景とする景観の眺望ポイントとして、また、市民が海に親しむ場として位置づけます。

(2) 市民ニーズに応じた公園整備

- 公園施設の老朽化や安全面及び防犯面等から課題がある公園、高齢化や子育て世帯の増加などにより地域ごとにニーズが異なり利用が低下している公園などについて、再整備や公園施設の更新など、機能の転換を図ります。
- 公園施設の整備・改修等をより効果的に行うため、民間事業者の参入可能性について検討します。
- 地域住民と行政との連携により、市民参加による公園づくりを進めます。
- 袖ヶ浦市地域防災計画との整合を図り、公園の整備を行う際には防災的な視点を取り入れます。
- 総合運動場はレクリエーション等の機能の維持を図るとともに、広域スポーツ交流活動等にも対応できるよう施設の維持・充実を図ります。

(3) 既存公園の活用促進

- 袖ヶ浦公園や百目木公園などは本市が有する観光資源であり、市民だけでなく広域からの来訪者の利用も多いことから、更なる交流人口拡大のため、イベントの実施などによる公園の利活用を推進します。

《参考：コラム6（公園の利活用）（P59）》



■ 袖ヶ浦公園



■ 百目木公園

○公園緑地整備状況図

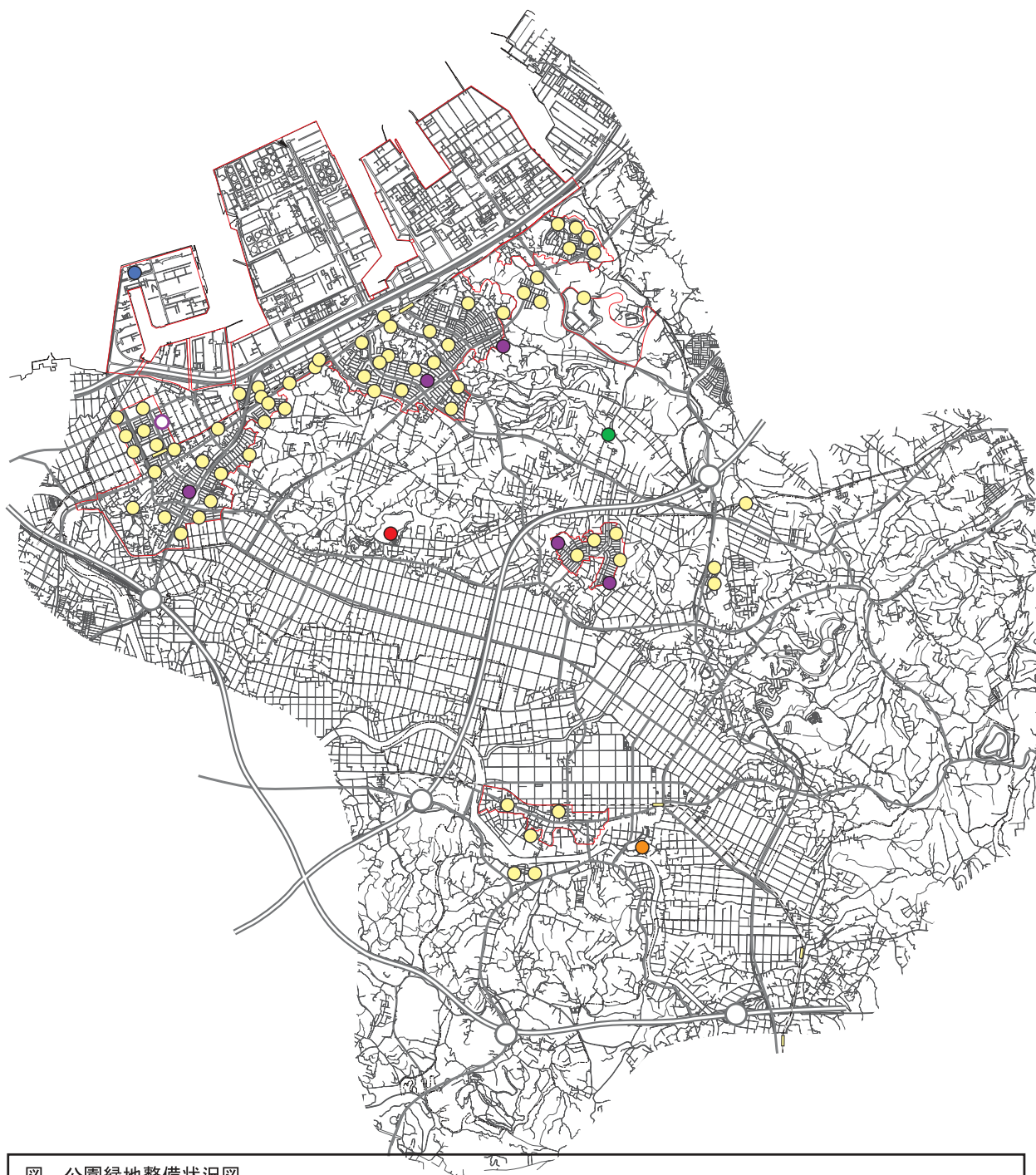


図 公園緑地整備状況図

●	総合公園
●	地区公園
●	風致公園
●	近隣公園
●	街区公園
●	港湾緑地
○	整備予定公園
□	市街化区域

N

0 500 1,000 2,000m

コラム 06

公園の利活用

社会の成熟化や市民の価値観の多様化等を背景として、都市公園という資源が持つ機能を都市・地域・市民のために最大限に引き出すことを目的に、平成29年に都市公園法が改正されました。

【将来に向けて重視すべき観点】

- ・ ストック効果をより高める
⇒既存の施設をどう活かすか、活性化を図るかを考える。
- ・ 民間との連携を加速する
⇒民間活力の活用と都市公園の魅力の向上を両立する。
- ・ 都市公園を一層柔軟に使いこなす
⇒画一的な整備・管理ではなく、個々の公園のポテンシャルを引き出す。

都市公園法改正のポイントとして、民間活力の活用や地域住民等の公園の利用者の声を公園の利用方法などに反映させるための新たな仕組みの導入などが盛り込まれています。

具体的には、公募で選定された民間事業者がカフェやレストランを設置できたり、保育園などの施設を設置したりすることができるようになったほか、地域の自治会や市民団体などが参加しながら公園利用のルールづくりなどを行う公園協議会の設置ができるようになり、地域の実情に即した公園の利用ができるようになっています。



■ 売店を併設している袖ヶ浦公園の花のテラス

2-4 上下水道の整備方針

1 現況と課題

本市の上水道は、平成31年度（2019年度）より、君津地域4市（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市）の水道事業統合広域化によって設置された「かずさ水道広域連合企業団」にて水道事業及び水道用水供給事業が運営されています。

今後は、かずさ水道広域連合企業団において、効率的な水道事業・水道用水供給事業の運営、上水道施設の適切な維持管理と計画的な更新を進めていくことが求められます。

本市の下水道は、都市化の進展に伴う人口増加の著しい市街地の雨水・汚水の排水及び生活環境の整備並びに湖沼・河川等公共水域の水質保全を図るため、昭和44年度（1969年度）に袖ヶ浦公共下水道事業全体計画（以下「全体計画」という。）を定め、整備を進めてきました。

平成30年度（2018年度）時点では、袖ヶ浦市下水道事業の全体計画1,419haのうち1,063haが認可区域となっており、その約98%にあたる1,042haで整備が完了しています。

今後は、既存ストックの有効活用として老朽施設の更新や耐震化を進めていくことが求められます。また、全体計画区域内のうち認可区域外の地区については、地区の状況に応じた排水処理のあり方を検討する必要があります。

公共下水道整備区域外の地区においては、農業集落排水事業や合併処理浄化槽による汚水処理が行われており、今後はこれらの処理体制の連携を図る必要があります。

汚水処理にあたっては、東京湾流域別下水道整備総合計画及び千葉県汚水適正処理構想との調整を図り、公共用水域の水質向上のための対策も必要となります。

雨水については、既成市街地について概ね整備されていますが、新たな宅地開発や局地的豪雨などへの対応など、水害を防ぐための対策が求められます。

2 基本的な考え方

- かずさ水道広域連合企業団への出資や経営会議への参画により、上水道施設の適切な維持管理や危機管理能力の向上のほか、専門的技術の継承、経営基盤の強化などにより安定給水の実現を図ります。
- 生活環境の向上を目指し、千葉県汚水適正処理構想に基づき公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等における整備を推進します。
- 全体計画区域内のうち認可区域外の地区については、費用対効果を勘案しながら地区の状況に応じた排水処理を検討します。
- 既存の公共下水道施設については、適切な管理と長寿命化を図ります。
- 水害を未然に防ぐため、雨水対策を推進します。

3 整備の方針

(1) 地域の実情に応じた污水处理施設の整備

- 全体計画区域内のうち認可区域外の地区や公共下水道整備区域外の地区については、農業集落排水事業、合併処理浄化槽の設置促進など、地区の状況に応じた排水処理方法を検討し、污水处理の適正化を図ります。

(2) 既存ストックの有効活用

- 下水道施設の点検調査、劣化状況を踏まえた計画的な改築更新、適正な維持管理業務を行い、既存ストックの長寿命化と維持管理コストの平準化を図るとともに、大規模地震に備えた下水道施設等の耐震化を進めます。

(3) 污水处理場の施設更新

- 終末処理場においては、上位計画である東京湾流域別下水道整備総合計画等の計画に基づき、処理施設の高度処理化や増設等の対策を図ります。

(4) 雨水対策の充実

- 雨水については、雨水流出抑制の推進、既存の雨水排水施設の適切な改築・維持管理などに努めます。



袖ヶ浦終末処理場



袖ヶ浦東部浄化センター

○上水道施設、下水道施設の整備状況図

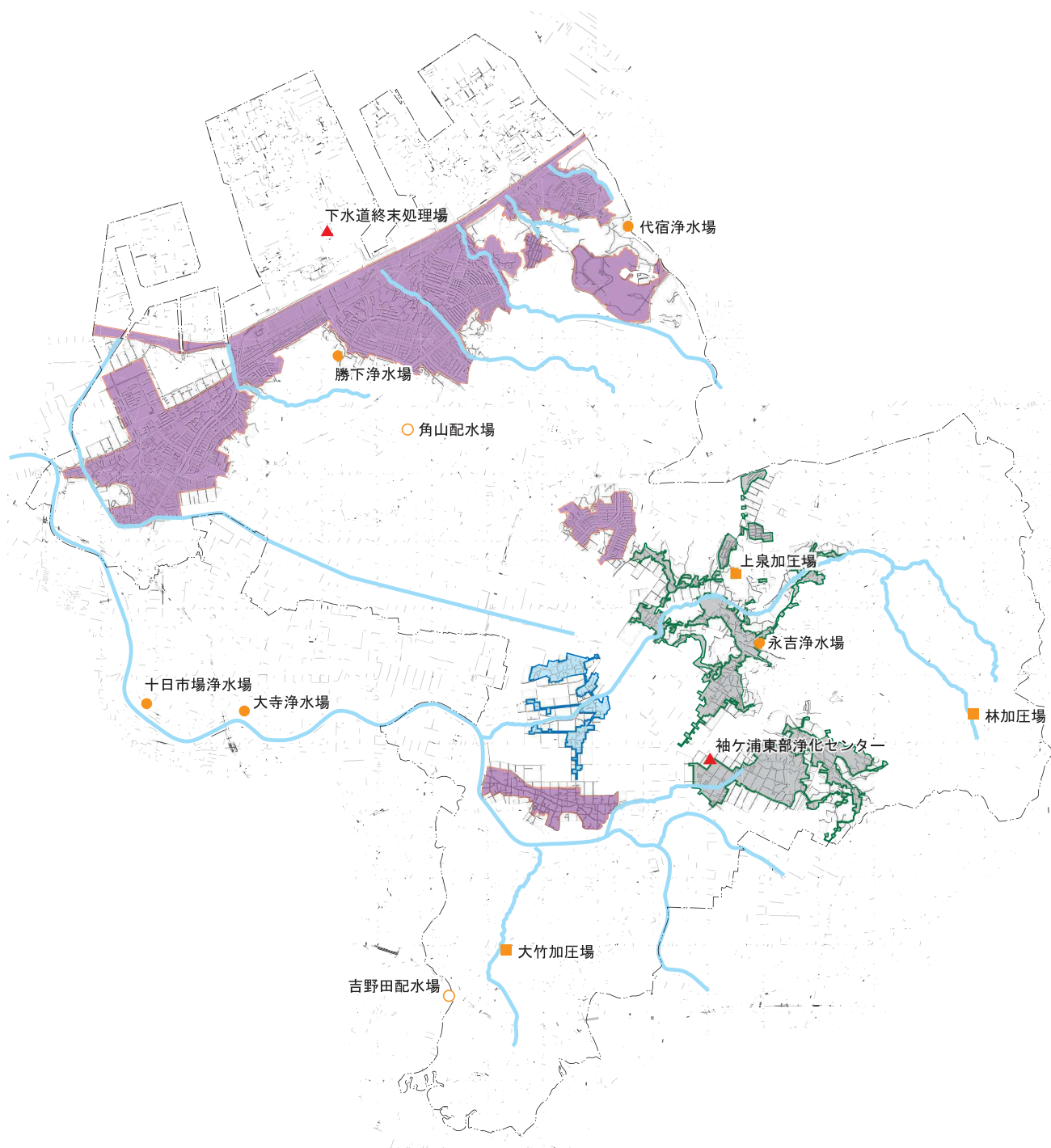


図 上水道施設・下水道施設の整備状況図

●	上水道施設（浄水場）	 
○	上水道施設（配水場）	
■	上水道施設（加圧場）	
▲	下水道施設	
—	河川	
■	公共下水道（平成29年度末整備済）	
■	農業集落排水事業〈公共下水道接続〉（平成29年度末整備済）	
■	農業集落排水事業（平成29年度末整備済）	

2-5 河川の整備方針

1 現況と課題

本市には小櫃川、浮戸川、松川、武田川、槍水川の5本の二級河川と久保田川、蔵波川、大月川、境川、浜宿川、笠上川の6本の準用河川があります。

これらの河川は、雨水排水に重要な役割を果たしていますが、近年では集中豪雨等による浸水被害が甚大化する傾向にあり、災害の未然防止や被害軽減のための河川整備の必要性が高まっています。

一方、浮戸川河岸などでは堤防に桜が植えられるなど、河川は親水空間や景観形成資源でもあることから、防災の視点だけでなく、景観や多様な生物の生息空間の回復など、河川が持つ多様な機能の維持を図ることが求められます。

2 基本的な考え方

- 水害の未然防止と被害軽減を図るため必要な河川の改修等に向けた取組を推進します。
- 親水空間の整備など、市民が水に親しめる場や自然観察等の場としての河川の活用を推進します。

3 整備の方針

(1) 河川改修等の推進

- 水害の未然防止と被害の軽減を図るため、河川の現状把握を行うとともに、改修計画を策定し、改修等を推進します。
- 山林や農地等の保全により、流域が本来有している保水、遊水機能の確保に努めます。また、新たな市街地の開発が発生した場合には、雨水流出抑制の規制誘導により河川に対する流出量の軽減や流水の正常な機能の維持に努めます。

(2) 市民が水に親しめる空間整備

- 自然環境の保全や生物の生息環境としての河川の機能に配慮しつつ、市民が水に親しむなど、生物を観察する場として河川の水辺空間の活用を推進するほか、公園緑地などを結ぶ水と緑のネットワークとしての活用を図ります。また、多様な生物が生息できるよう環境に配慮した整備を目指します。



小櫃川



久保田川

○河川図



図 河川図

	二級河川
	準用河川
	普通河川
 	

2-6 その他都市施設の整備方針

1 現況と課題

【ごみ処理施設】

本市のごみ処理は、平成14年度（2002年度）から「株式会社かずさクリーンシステム」（KCS）へ中間処理を委託しています。株式会社かずさクリーンシステムは、周辺自治会等との協定により、当初は令和3年度（2021年度）までの稼働となっていたが、5年間延長することが決まり、令和8年度（2026年度）までの稼働となっています。

また、最終処分場については、埋立て残余容量が少なくなったため、平成12年度（2000年度）から処理残渣などの埋立て処分を民間処分場で行っており、現在では、し尿処理施設からの沈砂のみ埋立て処分を行っています。

本市のごみの排出量は平成25年度（2013年度）に約20,937トンでしたが、平成26年度（2014年度）以降は、ほぼ横ばいで、平成30年度（2018年度）の排出量は約19,504トンとなっています。

資源回収量については、電子書籍等の普及による紙媒体の減少や、びん・缶の軽量化等により、減少傾向にあります。

ごみについては、今後も発生抑制（リデュース）に努めるとともに、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を進め、環境への負荷を軽減していくことが求められます。

【火葬場】

火葬場については、市内に施設がなく、近隣市に依存している状況でしたが、平成28年（2016年）に君津地域4市で「（仮称）木更津市火葬場整備運営事業」に関する覚書を締結し、4市共同整備の方向で進めています。

【その他施設】

行政施設や生涯学習施設などの公共施設については、地域の人が集まる交流等の拠点としての機能強化が求められる一方で、施設によっては老朽化が進んでいることから、地域特性に応じた施設の適正配置を進めつつ、適切な維持管理や計画的な施設の再編整備を行うことで財政負担の軽減、平準化を図ることが求められます。

また、臨海部の港湾については、港湾機能の確保を目的とし臨港地区が指定されており、本市では旅客又は一般貨物の取扱いのための区域である商港区と、景観整備と港湾関係者の厚生のための区域である修景厚生港区が指定されており港湾の利活用が期待されます。

2 基本的な考え方

- ごみ処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、ごみの減量化及び資源化を推進します。
- 火葬場については、君津地域4市の広域的な連携による共同整備を図ります。
- 袖ヶ浦市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適切な維持管理や再編整備を推進します。

- 公共施設の機能強化に努め、地域コミュニティの維持や活性化を促進します。
- 市街地と海が近接しているという本市の特徴を活かすため、港湾地区の有効活用について検討します。

3 整備の方針

(1) ごみ処理施設の適切な維持管理とごみの排出抑制

- 袖ケ浦クリーンセンターについては、廃棄物の適正な処理を継続するため、施設の修繕や補修など適切な維持管理に努めます。
- 株式会社かずさクリーンシステムが令和8年度（2026年度）末に操業終了となることから、令和9年度（2027年度）からの次期広域廃棄物処理施設の整備を関係自治体と協力して進めます。
- 環境への負荷を軽減し、持続可能な社会の構築を目指し、市民や事業者に対する意識啓発を進め、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進します。

(2) 火葬場の整備

- 火葬場については、君津地域4市の広域的な連携による共同整備を推進します。

(3) 公共施設の維持管理等の適正化と機能強化

- 公共施設の維持管理や更新にかかる費用負担の軽減、平準化を図るため、袖ケ浦市公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理や再編整備を推進します。
- 市民の活動拠点・交流拠点としての公共施設の機能強化に努め、地域コミュニティの維持や活性化を促進します。
- 防災拠点ともなる市役所庁舎については、建替え、耐震補強及び大規模改修を実施し、災害時における機能強化を図ります。
- 公共施設については、誰もが利用しやすい施設とするため、バリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮したものとしていきます。

(4) 港湾施設の利活用の検討

- 昭和地域及び長浦地域は市街地が港湾と近接していることから、管理者である千葉県と協議・連携しながら、港湾地区の利活用について検討します。



■ 袖ケ浦クリーンセンター



■ 長浦港

3 都市環境の形成方針

1 現況と課題

本市の都市形態は小櫃川と浮戸川の流域に形成された平野部、埋立地の臨海部、標高 30 ～ 50 m に広がる台地部及び上総丘陵へと連なる丘陵部とに大きく区分されます。

市街地内外を問わず、良好な水辺や生物生息空間、歴史的・文化的意義のある社寺や歴史遺産など、良好な自然環境に恵まれているほか、（県）南総昭和線沿道等に分布する斜面林、台地に広がる樹林地及び基盤整備された農地など、これらの豊かな緑は本市の都市環境を形成する貴重な財産となっています。

このように、市街地周辺では自然豊かな緑が残され、集落地では屋敷林や生垣などが多く残っている一方で、市街地内では緑地の減少が目立っています。都市における良好な居住環境を形成するため都市環境の改善、レクリエーション需要に対応したまちづくりを推進し、自然環境を保全しながら都市の発展を図ることが重要です。

また、河川や斜面林のつながりなどを活用して公園や緑地を結び、散歩などが楽しめる水と緑のネットワークづくりも課題となっています。

更には、地球温暖化をはじめとする環境問題への対応として、環境への負荷の少ない良好な都市環境を形成することも課題となっています。そのためには生活に必要な施設がコンパクトにまとまった都市づくりと公共交通による移動環境の充実を図ることが重要です。

身近な生活圏の中で過度に自家用車に依存することなく、公共交通や徒歩、自転車で気軽に移動できる環境への負荷の少ない都市づくりが求められています。

《参考：コラム7（持続可能なまちづくり）（P70）》

2 基本的な考え方

- 自然環境と調和した、持続可能な都市環境を形成するため、本市の豊かな自然環境の積極的な保全を図るとともに、市街地内の緑化の推進を図ります。
- 市民のレクリエーションや健康づくりの場としても活用でき、多様な生物の生息空間としても機能する緑の空間と水辺の空間が連続する水と緑のネットワークの形成を図ります。
- まとまりのある都市づくりや公共交通の利用促進など、環境への負荷を軽減する都市づくりを推進します。

3 整備の方針

（1）自然環境・農地の保全

- JR内房線や（県）南総昭和線沿いの斜面林については、都市景観の形成に資する緑地として保全を図ります。また、内陸部の樹林地については、本市の緑の根幹として保全を図ります。
- 一度失われた自然環境を再生することは非常に困難であるため、樹林地の保全に関する制度や市民協働による里山保全の仕組みなど、自然環境の保全策を推進します。
- 平野部から台地部に広がる田畑などの農地は、重要な緑の財産であり、食料生産の場だけでなく、ヒートアイランド現象の緩和、雨水貯留による洪水の防止・軽減など、都市環境の保全にも役立っていることから、優良農地を中心に保全を図ります。
- 農地の保全にあたっては、地産地消の推進に向けた農産物購入機会の拡充、遊休農地や市

街地内農地を市民農園として活用するなど、農地保全のための多様な取組を推進します。

- 農業を支える担い手の確保・育成や増加が懸念される耕作放棄地の解消に向けた取組を推進します。

(2) 都市環境の形成

- 公園や公共施設の敷地などの緑化、道路の街路樹や市街地内に点在する生産緑地、斜面林の保全など、市街地内における緑の創出と保全を図ります。
- 市街地内及びその周辺の緑地や水辺空間は、日常的に自然とふれあう場として、また、生態観察などの自然学習を通じて環境教育の場となるよう保全し、ふれあいとゆとりのある生活環境の創出を図ります。
- 新たな宅地の開発などにおいては、適切に緑が配置されるよう公園の整備を誘導します。また、公共施設の整備においては、積極的に緑地の確保に努めます。
- 民有地については、保存樹木・樹林への指定、緑化協定の締結や地区計画制度の活用など、市民や事業者との協働により緑の保全を推進します。
- 地球環境への負荷を軽減するとともに、良好な都市環境を形成するため、環境負荷の少ない住宅、再生可能エネルギーの普及などを促進します。
- 公共下水道や農業集落排水の適切な維持管理、水洗化率の向上、合併処理浄化槽の普及と適切な管理の徹底を図ることで、河川水質の改善を図ります。また、河川改修にあたっては、多様な生物が生息できるよう環境に配慮した整備を目指します。

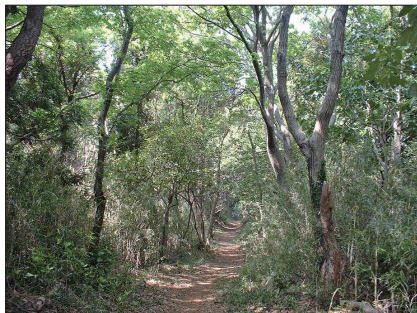
(3) 生物多様性に配慮した水と緑のネットワークの形成

- 水辺空間や遊歩道、歩道や農道等により、水や緑に親しみつつ市内を回遊・散策できる空間として、緑・レクリエーション拠点間を結ぶ水と緑のネットワークの形成を推進します。また、自然とのふれあいの場、市民の健康の維持・向上の場としての活用を検討します。
- 緑・レクリエーション拠点でもある史跡、文化財等の市レベルのシンボルや、社寺林等の地区レベルのシンボルを保全し、より住民に親しまれるよう整備を図ります。

《参考：コラム8（水と緑のネットワークの形成）（P71）》

(4) 環境への負荷の少ないコンパクトでまとまりのある都市づくり

- 過度に自家用車に依存することなく生活できる、環境への負荷の少ない都市の形成を推進するため、鉄道駅を中心に市民生活を支える商業業務機能等がまとまって立地し、市内各所から公共交通を利用して鉄道駅まで移動できる都市づくりを推進します。
- 内陸部にも多様な市民活動の場となる拠点づくりを進めるとともに、身近な生活ニーズを満たせる商業施設や生活サービス施設の誘導を図るなど、徒歩、自転車でも生活できる環境づくりを進めます。



■ 保全管理された里山



■ 浮戸川

コラム 07

持続可能なまちづくり

住みよい環境があるまち（都市の機能が充実している、自然環境が豊か、住みよい住環境）には、住みたいと思う人や住んでみたいと思う人が多く、多くの人々が住むことで様々なコミュニティなどの社会活動が生まれます。社会活動は更に多くの人をひきつけ、様々な需要を喚起し、経済活動を活発なものにします。これらの好循環を維持・向上することにより、まちの持続可能性が保たれ、人々が安心して暮らすことができると考えられます。

このような中、人間が原因で生じる様々な問題に国際社会が協力して取り組むため、平成27年に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が、国連総会で採択されました。これは、全ての国がともに取り組むべき目標で、その中に「持続可能な開発目標（SDGs（Sustainable Development Goals））」として令和12年までの17の目標と169のターゲットが設定されています。

SDGsの目標は、経済・社会・環境の3つの側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するとしており、この環境・経済・社会の3つの側面について、バランスを取っていくことは、グローバルな価値観となっています。

都市づくりの分野でもSDGsの目標と整合を図りつつ、施策の推進を図っていくことが重要であり、都市計画マスタープランにおいてもSDGsの理念を反映させて策定しています。

SDGsの17の目標を見ると、「目標6（安全な水とトイレ）」、「目標7（エネルギー）」、「目標8（雇用・経済）」、「目標9（産業）」、「目標11（まちづくり）」、「目標12（生産・消費）」、「目標13（気候変動）」、「目標15（生態系・森林）」は、都市づくりとの関わりが深い分野と言えます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



図 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

出典：外務省ホームページ

コラム 08

水と緑のネットワークの形成

○水と緑のネットワークとは

市内には、公園や緑地、田園、森林などの緑や河川などの水辺空間が多く点在しています。また、これら自然資源の他にも各所に史跡や文化財、レクリエーション施設などがあります。

水と緑のネットワークとは、これらの緑・レクリエーションの拠点からなる骨格軸をつくるとともに、これらが持つ機能を複合的・効果的に発揮するために形成を図っていかうとするものです。

○水と緑のネットワークの形成による効果

水と緑のネットワークの形成により、低炭素型の都市づくり、生物多様性の確保、防災性の向上、良好な景観の形成、緑豊かで快適なレクリエーションの場の創出、散歩やサイクリングを楽しめる緑の生活空間ネットワークの形成といった機能など、住みやすく快適な環境を形成する効果が期待されます。



図 水と緑のネットワークのイメージ 出典：国土交通省ホームページ



浮戸川沿いの植樹



河川沿いの散歩道

4 都市景観の形成方針

1 現況と課題

本市は、臨海部の工業地域や市街地から内陸部の集落、農地、山林まで変化に富んだ特徴的な景観を有しています。

臨海部には京葉工業地域の連続する工業景観、市街地には面的整備による緑の多い住宅市街地としての景観や生垣、古木、屋敷林など緑が多く落ちついた既存市街地の景観、内陸部には里山景観や広大な田園景観など良好な景観が形成されています。

また、市内各地から富士山が望めるなど、多くの眺望ポイントがあり、特に海浜公園や南袖沿岸からは、東京湾越しに観る雄大な富士山や対岸の景色を楽しむことができます。

本市ではこうした特徴ある景観を守るとともに、より魅力ある景観を創出するため、平成23年（2011年）4月に景観法に基づく景観行政団体となり、その後、景観法の規定に基づく制限・誘導等を活用して景観行政を推進していくため、平成25年（2013年）12月に「袖ヶ浦市景観計画（以下「景観計画」という。）」を策定し、積極的に取り組んできました。

現在、建築物や屋外広告物の形態意匠や色彩等に対する規制誘導のほか、市民や事業者による主体的なまち並み形成の取組に対する支援を行っており、今後も良好な景観を形成していくため、市民や事業者と連携しながら地域の特性に応じた景観まちづくりの取組を強化することが必要となっています。

2 基本的な考え方

- 地域ごとに多様な景観の特徴を有していることから、それぞれの地域が持つ景観資源を活かした、個性あふれる魅力的な景観まちづくりを推進します。
- 良好な景観を形成するために、自主的に景観まちづくりの取組を行っている団体に対し、引き続き支援の充実を図るとともに、市民や事業者が主体的に景観まちづくりに取り組むための支援等を行い、市民一人ひとりが誇りを持てる景観まちづくりを推進します。

3 整備の方針

（1）地域特性に応じた魅力ある景観まちづくり

① 里山エリア

- ・ 主に東部及び南部を中心に広がる樹林地に位置しています。
- ・ 里山や谷津など特徴ある景観を保全するとともに、建築物や構造物については自然景観に配慮したデザインとするなど、自然に溶け込む景観まちづくりを推進します。

② 畑地エリア

- ・ 主に内陸部の台地に位置しています。
- ・ 畑地や樹林地などの緑、ため池や堰などの環境を活かした景観形成を図るとともに、台地から望む富士山などの眺望を活かした景観まちづくりを推進します。

③ 田園エリア

- ・主に小櫃川や浮戸川を中心に広がる平野部に位置しています。
- ・季節ごとに移り変わる緑の景観を形成している田んぼ、河川、斜面林を保全し、風景の広がりが望める景観まちづくりを推進します。

④ 市街地エリア

- ・主に鉄道駅周辺の既存市街地及び土地区画整理事業などの面的整備により形成された地域です。
- ・鉄道駅周辺については、都市拠点としての位置づけにふさわしい、にぎわいを感じられる景観まちづくりを推進するとともに、緑の創出や色彩の制限などを通じてうるおいや一体感のある景観まちづくりを推進します。
- ・住宅地については、統一感のある緑豊かなまち並みを形成していくため、地区計画制度や景観協定などの制度の活用を促進します。
- ・街路樹の保全、育成により親しみ深い沿道景観の形成を図ります。

⑤ 工業地エリア

- ・主に臨海部の工業地域と内陸部の工業団地を指します。
- ・臨海部の工業地では、海や空の青と、緩衝緑地や街路樹、事業所の敷地内の樹木などの緑が調和した、海を身近に感じられる景観まちづくりを推進します。
- ・内陸部の工業地では、敷地内の緑化を促進し、周辺の樹林地の緑と調和した景観まちづくりを推進します。

(2) 景観まちづくりの推進

- 景観まちづくりは、市民と事業者、市とが連携して取り組む必要があることから、景観まちづくりに関わるすべての主体が景観に対する意識を高め、日常の生活や事業活動を通じて景観まちづくりに取り組むことで、市民に愛される景観形成を目指します。
- 景観重要樹木や景観重要公共施設等への指定を推進し、景観に対する関心を高めるとともに、良好な状態での維持・保全を図ります。
- 市民や事業者による景観まちづくりを促進するため、景観まちづくり活動に対する支援の充実を図ります。
- 公共施設の整備等にあたっては色彩や配置、デザインなど景観に配慮したものとしします。



市民による沿道の花壇の整備



小櫃川にかかる鯉のぼり

5 都市防災の方針

1 現況と課題

近年、東日本大震災や熊本地震など、甚大な被害をもたらす大規模地震が多く発生しているほか、台風や集中豪雨による風水害の頻発など、防災に関する市民の関心が高まっています。

本市では地震による大規模な被害は近年発生していませんが、台風や集中豪雨による停電や断水、家屋損壊、局地的な浸水などの被害が発生しており、自然災害への備えと発生時の対応の重要性を強く認識させられ、その対応が求められています。

臨海部の埋立地や小櫃川の河口付近などを中心に液状化しやすい地形・地質条件となっており、大規模地震の発生時には建物倒壊などのリスクがあります。また、都市化の進展や緑地の減少による保水・遊水機能の低下に伴い、内水氾濫などの都市型水害の発生リスクが高まっています。更に、市内には200箇所近い急傾斜地崩壊危険箇所があり、地震や豪雨等により土砂災害が発生する危険性もあります。

このような災害のリスクに対応し、市民の安全を確保するため、公共施設や道路、橋梁などのインフラ施設や民間施設の耐震化の促進、緊急車両の通行が困難な狭あい道路の拡幅、河川の未整備部分の計画的な改修など、災害に強いまちづくりを行い、災害を未然に防ぐための対策や被害軽減に努めることが必要です。

また、地域防災力の強化や被災後の復旧・復興の計画づくりといったソフト面での取組も重視されており、被災状態の長期化を防止するとともに、災害発生時の避難や救助等の活動を担う自主防災組織の育成にも力を入れる必要があります。

少子高齢化や核家族化などの進行とともに、本市においても適切な管理がされていない空家等が多く発生しており、防災などの視点から空家等の対策を更に推進する必要があります。

2 基本的な考え方

- 近年、多発化・甚大化している自然災害の被害を最小限に抑えるため、災害に強いまちづくりと災害への対応力の強化を図ります。
- 災害時における救助活動等を担う自主防災組織の機能強化や災害対策コーディネーターの養成、消防団の活性化策など地域防災力の強化を図るとともに、相互の連携強化に努めます。
- 適切に管理されていない空家等に対する対策の更なる推進を図ります。

3 整備の方針

(1) 災害に強いまちづくりの推進

① 地震対策の推進

- ・ 大規模地震により大きな被害を受ける可能性がある公共施設や道路・橋梁、上下水道などのインフラ施設の耐震化を進め、地震被害を未然に防ぐための対策や被害軽減を

図ります。

- ・民間建築物の耐震化を促進します。特に耐震性の低い木造建築物については、耐震改修に要する費用の一部を補助し耐震化を促進します。また、がけやブロック塀等の崩壊・倒壊による被害を未然に防ぐため、実態調査とその結果に基づく改善指導を調査主体である千葉県と協議・連携しながら図ります。
- ・液状化による被害を最小限にするため、ライフライン施設等を中心に液状化対策の必要性を検討します。
- ・震災時における的確な情報を市民に提供できるよう情報システムの整備を図ります。

② 火災対策の推進

- ・木造住宅が密集する地区や道路が狭く緊急車両等の進入が困難な地区については、建築物の耐震不燃化等を促進するほか、狭あい道路の拡幅や公園等のオープンスペースを確保することで、安全性の向上を目指します。
- ・土地の高度利用を図る商業地については、防火地域や準防火地域の指定を促進し、都市の不燃化を図ります。
- ・臨海部の工業地域では、大量の石油類、高圧ガスなどの貯蔵、処理が行われていることから、今後も安全性の向上を図ります。災害時の被害を最小限に防ぐため、臨海コンビナート地帯と住宅地を分離するための緩衝緑地の維持・保全を図ります。

③ 風水害対策の推進

- ・河川については、集中豪雨等による水害の未然防止と被害の軽減を図るため、現状把握を行うとともに、改修計画を策定し、必要に応じた治水対策を図ります。
- ・津波や高潮等による災害を防止するため、市が管理する海岸・護岸施設の適切な維持管理に努めます。
- ・都市型水害の発生を抑制するため、水田や樹林地など保水性や浸透性のある土地利用の保全を図ります。
- ・降雨時の河川流量の急激な増加を避けるため、地域の特性に応じ、透水性舗装の実施や雨水貯留・浸透施設の設置により、河川などへの流出量増加の抑制を図ります。
- ・千葉県が示す浸水想定区域図を踏まえて洪水防災マップの見直しを行い、市民に対して情報の提供を行うとともに防災意識の高揚を図ります。

《参考：コラム9（災害に強いまちづくり）（P79）》

④ 土砂災害防止対策の推進

- ・急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について、危険性の高い地区は、これら区域等を指定する千葉県と協議・連携するとともに、災害の防止及び保全対策の実施を要請します。
- ・土砂災害の恐れのある区域においては、開発行為や建築物の立地等の抑制に努めます。

⑤ 避難路・避難場所等の安全性確保

- ・災害時において市民等の安全な避難空間であるとともに、救護活動や消火活動を円滑に行うための空間である避難路については、計画的に整備を推進します。
- ・災害時に一定期間滞在して避難生活を送るための避難所では、耐震性、耐火性を確保し、市民の安全確保を図ります。

(2) 地域防災体制の強化

- 災害時の被害軽減のためには地域の防災組織の力が重要であることから、地域コミュニティを基盤とした自主防災組織を強化するため、防災資機材の充実や実践的な防災訓練の実施、防災講習などによる市民の防災知識の普及等に努めます。
- 高齢者及び障がい者、外国人などの要配慮者の災害時の安全確保を図るため、福祉施策等と連携しながら支援に係る仕組みの強化を図ります。

(3) 災害復旧への対応

- 千葉県や他自治体、防災関連機関、企業等との災害時の相互協力関係の強化を図り、災害発生時に連携して応急対策やライフライン等の復旧対策を行うことができる環境整備を進めます。
- 災害発生後の復旧・復興が迅速に進むよう、袖ヶ浦市地域防災計画に基づく災害復旧計画により、被災者の生活再建や地域経済の復興、安全な都市づくりなどを一体的に進めることで迅速な復興を図ります。

(4) 空家等の対策

- 空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、市の基本的な取組姿勢や対策を示した「袖ヶ浦市空家等対策計画」に基づく対策を推進します。
- 適切に管理されていない空家等は、防災、景観、生活環境等に影響を及ぼすことから、所有者に対して改善依頼や助言等の管理を促すとともに、空家等の発生を抑制する意識啓発及び利活用を図る流通・活用策など、様々な施策を総合的に推進します。



蔵波調整池



総合防災訓練の様子

コラム 09

災害に強いまちづくり

地球温暖化による気候変動に起因して、台風の大型化や記録的な大雨の発生が増加傾向にあります。県内においても観測史上最強クラスとなった令和元年台風15号などの影響により、広範囲にわたって停電や家屋被害などが発生し、本市においても、最大16,000軒が停電、3,000軒を超える家屋が被害を受けました。

こうした自然災害による被害は今後も継続するものと予測されており、台風や豪雨による風水害・土砂災害の発生リスクは高まっています。

これまでも、県などと連携しながら河川改修や排水施設の整備など、水害対策は進めていますが、全ての水害を完全に防止することは難しい状況となっています。

平成30年に西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨では、広域のかつ同時多発的に河川の氾濫、がけ崩れ等が発生し、死者224名、行方不明者8名、家屋の全半壊等21,553棟、家屋浸水30,480棟の被害が出ました。

特に被害が大きかった岡山県倉敷市真備町の小田川周辺では、洪水浸水想定区域と実際の浸水範囲がほぼ一致していたにもかかわらず、51名の方が亡くなっており、死者の8割は70歳以上の高齢者であったことから、「洪水防災マップ」等による被害想定を一人ひとりがよく理解し、早め早めに避難行動を起こすことが重要といえます。

また、災害の特徴や備えるべき項目、災害が起きたときの対応方法をまとめた「防災総合ガイドブック」を作成しています。いざという時に適切な防災行動をとることができるよう、本ガイドブックを活用することも有効です。

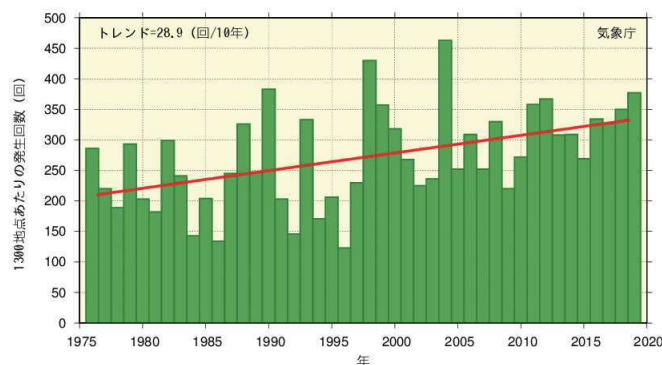


図 全国の1時間降水量50mm以上の年間発生回数の経年変化

出典：気象庁ホームページ



図 各種ハザードマップや防災総合ガイドブック



代宿のけやき通り（市道笠上代宿線）